

第1回高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会

議 事 次 第

平成24年9月18日（火）
15：30～17：30
中央合同庁舎3号館 4階幹部会議室

1. 開 会
2. 委員紹介
3. 副大臣挨拶
4. 議 事
 - (1) これまでの経緯
 - (2) 契約の状況等
 - (3) 今後の調査について
 - (4) その他
5. その他

高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会
委 員 名 簿

委 員 長	奥田 建	副大臣
副 委 員 長	津島 恭一	大臣政務官
委 員	佐藤 直良	事務次官
	菊川 滋	技監
	増田 優一	国土交通審議官
	久保 成人	官房長
	西脇 隆俊	総括審議官
	松脇 達朗	総括監察官
	林田 博	技術総括審議官
	日原 洋文	建設流通政策審議官
	深澤 淳志	技術審議官（官房）
	鈴木 千輝	官庁営繕部長
	中島 正弘	総合政策局長
	佐々木 基	土地・建設産業局長
	川本 正一郎	都市局長
	足立 敏之	水管理・国土保全局長
	前川 秀和	道路局長
	山縣 宣彦	港湾局長
	田村 明比古	航空局長
	高松 泰	北海道局長
	川崎 正彦	四国地方整備局長
有識者委員	和泉澤 衛	東京経済大学現代法学部教授
	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
	金本 良嗣	政策研究大学院大学教授
	郷原 信郎	関西大学特任教授
	長瀧 重義	東京工業大学名誉教授
	奈良 輝久	弁護士
	堀田 昌英	東京大学大学院新領域創成科学研究科教授
	升田 純	中央大学法科大学院教授
	宮本 健蔵	法政大学法学部教授
	柳瀬 治夫	弁護士
	古川 慎一郎	弁護士
オブザーバー	岩城 孝章	高知県副知事

(敬称略)

高知県の建設業者への公正取引委員会の立入り検査等について

1 概要

公正取引委員会は、平成23年12月以降現在まで、高知県の建設事業者に対して独占禁止法違反を被疑事実として、立入り検査等を行っている。

本件については、国土交通省四国地方整備局の高知市内の3事務所（高知河川国道事務所、土佐国道事務所、高知港湾・空港整備事務所）に対しても、立入り検査が行われたほか、3事務所及び四国地方整備局本局に対して職員への任意のヒアリングや資料作成の請求等が行われてきた。

公正取引委員会は、高知河川国道事務所及び土佐国道事務所の発注（一般土木工事）に関し、両事務所に在職している職員等へのヒアリングを行っており、入札関連情報の建設業者への漏洩等のいわゆる官製談合を被疑事実としている可能性が極めて高い。

2 これまでの主な経緯等

- | | |
|------------|-------------------------------------|
| 平成23年12月6日 | 公正取引委員会、高知県内の建設業者及び同県建設業協会に立入り検査 |
| 12月7日 | 公正取引委員会、四国地方整備局の高知市内3事務所に立入り検査 |
| 平成24年2月14日 | 公正取引委員会、高知河川国道事務所及び土佐国道事務所に再度の立入り検査 |
| 2月20日 | 高知河川国道事務所及び土佐国道事務所の職員及び |
| ～3月23日 | 過去に職員であった職員に対する公正取引委員会によるヒアリング |
| 3月12日 | 公正取引委員会、四国地方整備局本局に対するヒアリング |
| 6月12日 | 高知河川国道事務所長及び土佐国道事務所長に対す |
| ～13日 | る公正取引委員会によるヒアリング |
| 9月4日 | 公正取引委員会による事業者に対する事前通知の発送 |
| 9月7日 | 「高知県内の入札談合事案に係る再発防止対策検討委員会」を設置 |

新聞報道のポイント

9月5日

- ・ 国交省四国地整の発注工事をめぐり、出先機関の国道事務所の幹部が談合に関与した疑いが強まったとして、公取は、国交省に官製談合防止法を適用し、改善措置を求める方針を固めた。
- ・ 談合が繰り返されたとされるのは、国交省の土佐国道、高知河川国道、高知港湾・空港整備の3事務所と高知県が発注した国道の改修工事など。
- ・ このうち、土佐国道、高知河川国道の2事務所の談合で事務所幹部が関与した官製談合があったとみられる。
- ・ 総合評価方式で行われる入札で、両事務所の幹部数人が技術力の評価点や参加業者などの情報を業者側に漏えいし、業者側は情報を受けて受注調整をしていた。
- ・ こうした官製談合は数年前から行われていたとみられる。
- ・ 公取は、談合を繰り返した建設業者30数社の独占禁止法違反（不当な取引制限）を認定。排除措置命令と計十数億円の課徴金納付命令を出す方針を固め、各社に事前通知した。

9月6日

- ・ 国交省発注の道路や河川改修工事では、談合がしにくいとされる総合評価方式が採用されていたが、土佐国道、高知河川国道の2事務所の歴代の副所長は、業者の技術力を点数化した情報を談合の中心となっていたミタニ建設工業など有力業者数社に伝達。これに基づき、業者側が自社の評価を把握し、落札予定者より評価が低くなるよう業者側で受注調整を繰り返していた。
- ・ 談合に関与したとされる県内業者に届いた「排除措置命令書」案などによると、ミタニ社主で県建設業協会の前会長、三谷一彦氏の求めに応じ、2事務所の歴代副所長が、入札の参加者や評価点、予定価格といった未公表情報を教示していたとされている。
- ・ 複数の業者は「談合は長年の慣行」と明かした上で、「ここ数年、土木工事はミタニ、いりまじり入交、轟の3社が談合の“世話役”だったが、情報を持つ三谷社主が実質的に県内の談合を差配していた」と口をそろえる。

9月8日

- ・建設業者に事前通知された排除措置命令書案では、遅くとも2008年4月から公取が各業者を立ち入り検査した昨年12月までの間、受注価格の低落防止などを図るため、業者間の合意の下に談合が繰り返されたと指摘。命令対象は県内大手を中心に計37社。
- ・土佐国道と高知河川国道については、ミタニ建設工業、入交^{いりまじり}建設、轟組の3者が工事の施工場所や事業所の受注希望などを勘案して、指定した者を受注予定者とする役割だったとし、受注予定者は三谷社主が入手した情報を利用したり、3社から指導を受けたりして入札価格を決定していたと指摘。
- ・高知港湾・空港整備と県の事業では、発注者側からの教示や3社による談合主導は認定しておらず、受注希望者同士が入札参加者を確認→希望者の話し合いで受注予定者を決定→入札価格は受注予定者が決める—などとした。

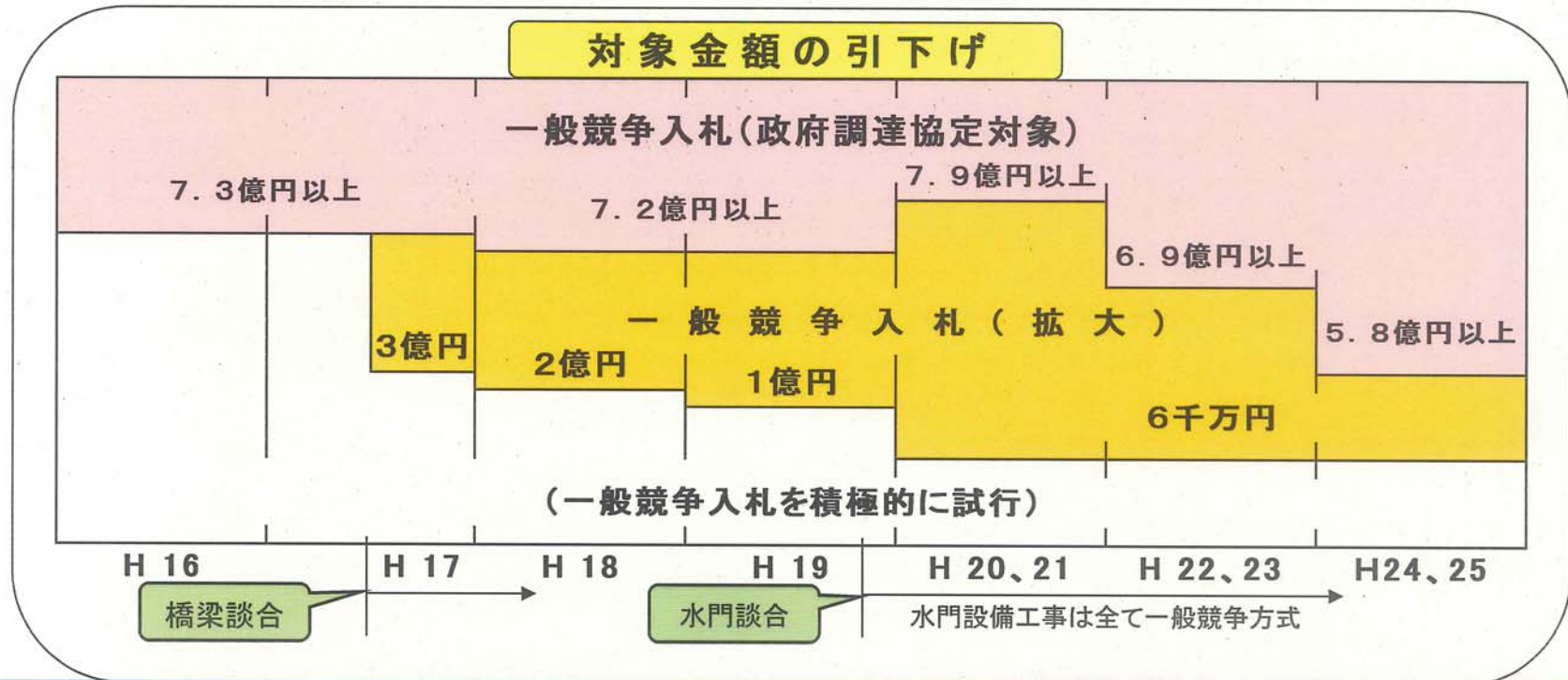
(参考) (事前通知以前の報道)

23年12月7日

- ・国や県が発注する県内の公共工事で談合を繰り返していた疑いが強まったとして、公取は6日、独禁法違反(不当な取引制限)の疑いで、高知市内などの建設業者30数社と県建設業協会などを立ち入り検査した。

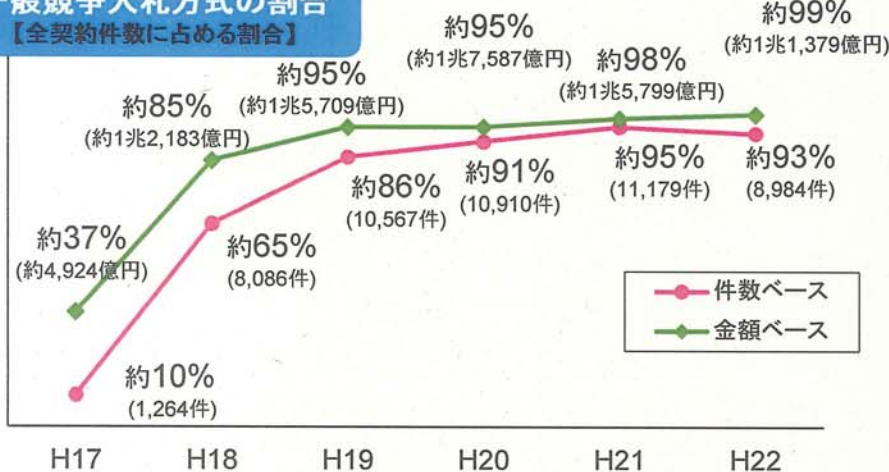
24年2月16日

- ・国交省や高知県が発注した土木工事の入札を巡る県内談合疑惑で、国交省側から入札関連情報が漏えいしていた疑いがあるとして、14、15日に公取が独禁法に基づき、高知河川国道、土佐国道の2事務所に対し、昨年12月に引き続き、再立ち入り検査を行った。

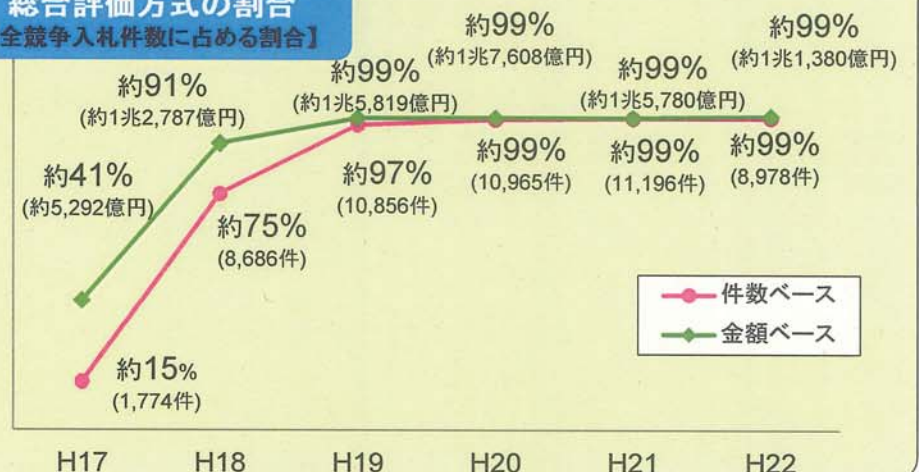


地方整備局における一般競争入札及び総合評価落札方式による契約実績

一般競争入札方式の割合 【全契約件数に占める割合】



総合評価方式の割合 【全競争入札件数に占める割合】

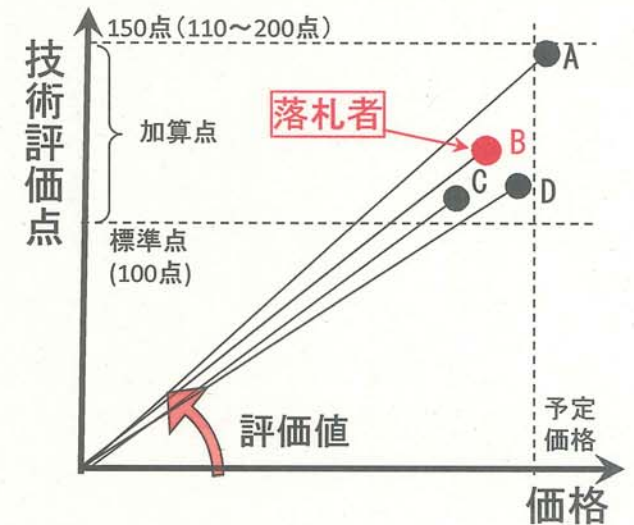
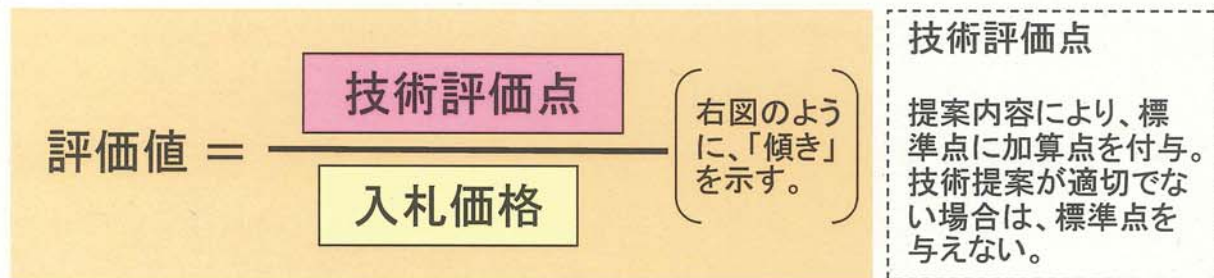


総合評価落札方式(工事)の概要

工期、機能、安全性などの**価格以外の要素と価格とを総合的に評価して落札者を決定**する方式

【総合評価落札方式の仕組み】

予定価格の範囲内で、評価値が最も高い者を落札者とする方式のこと。



【総合評価落札方式の手続きの流れ】



【想定される総合評価の評価項目】

総合的なコストの削減につながる工事	維持管理費・更新費、補償費 など
工事目的物の性能・機能の向上が実現できる工事	初期性能の持続性の向上、耐久性・安定性の向上 など
社会的要請に対応した工事	環境の維持(騒音・振動・水質汚濁など)、交通の確保、安全対策、リサイクル など